

最高裁秘書第1231号

令和4年4月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

4月3日付け（同月4日受付、第040033号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

（資料1）合同研修（種類別）（令和4年3月16日一部変更）（片面で14枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）

第1 判事・判事補の合同研修

(令和4年3月16日一部変更)

1 裁判系(事件の分野別の研修)

(1) 基礎(主たる対象者は、左陪席)

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
1	◆	IT基礎研究会	4.12.15(木) ～12.16(金)	2日	40	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補。 人員は、IT実務研究会と合計した人数である。	システム開発、インターネット等に関する基礎的な知識についての講演等を行う予定
2	◆	医療基礎研究会	5.2.15(水) ～2.17(金)	3日	55	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補	医療に関する基礎的知識についての講演や、医療機関における実地研修等を行う予定
3	◆	行政基礎研究会	4.9.26(月) ～9.28(水)	3日	40	地方裁判所で行政事件又は民事事件を担当する判事又は判事補	主任裁判官として行政事件を担当する際に必要となる行政法の基礎的知識についての講演や、実務上の留意点等についての共同研究等を行う予定
4	◆	知的財産権基礎研究会	5.1.23(月) ～1.24(火)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(72期以上)	知的財産権に関する基礎的知識についての講演や、東京地裁知財部における実地研修等を行う予定

イ 刑事分野

5	◆	刑事基礎研究会	4.12.6(火)	1日	40	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(73期以上)。 人員は、刑事基本研究会1(事実認定)と合計した人数である。	刑事事件の事実認定に関する、事例に基づくケース研究等を行う予定
---	---	---------	-----------	----	----	---	---------------------------------

(2) 基本(主たる対象者は、右陪席)

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
6	◆	民事通常基本研究会1 ※	4. 6. 22(水) ~ 6. 24(金)	3日	50	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事(60期以下)又は特例判事補	訴訟運営の方法、事実認定、判決書、書記官との協働、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定
7	◆	民事通常基本研究会2	4. 10. 17(月) ~ 10. 18(火)	2日	40	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事(60期以下)又は特例判事補	民事通常基本研究会1に同じ
8	◆	建築基本研究会	4. 12. 12(月) ~ 12. 13(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、建築実務研究会と合計した人数である。	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題、審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定
9	◆	労働基本研究会	4. 11. 29(火) ~ 12. 1(木)	3日	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補(労働実務研究会と通じて応募することができる。)	標準的な労働事件一般に関する諸問題及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
10	◆	刑事基本研究会1 (事実認定)	4.12.6(火)	1日	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事(60期以下)又は特例判事補(刑事基本研究会2(訴訟運営)と通じて応募することができる。)。 人員は、刑事基礎研究会と合計した人数である。	刑事基礎研究会に同じ
11	◆	刑事基本研究会2 (訴訟運営)	4.12.7(水) ~ 12.9(金) ※	3日	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事(60期以下)又は特例判事補(刑事基本研究会1(事実認定)と通じて応募することができる。)	単独事件等の公判準備、審理、判決のスキルアップ、書記官との協働、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
12	◆	家事基本研究会	4.11.7(月) ~ 11.9(水) ※	3日	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補	家事事件(調停、審判)の運用上の諸問題について共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
13	◆	少年基本研究会	4.9.7(水) ~ 9.9(金) ※	3日	50	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補	少年審判における職種間連携、少年法の運用上の諸問題等について共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(3) 実務(主たる対象者は、裁判長及び右陪席)

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
14	◆	金融・経済実務研究会	4.10.24(月) ～10.25(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	企業の法務担当者が所属する経営法友会と連携して、企業活動の実情等に関する意見交換等を行う予定
15	◆	IT実務研究会	4.12.15(木) ～12.16(金)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、IT基礎研究会と合計した人数である。	システム開発やインターネット等に関する講演及びシステム開発関係訴訟事件等の審理運営の在り方について共同研究を行う予定
16	◆	建築実務研究会	4.12.12(月) ～12.13(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補。 人員は、建築基本研究会と合計した人数である。	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題、審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定
17	◆	医療実務研究会	4.9.12(月) ～9.13(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	医事関係訴訟事件の審理運営について、共同研究を行うほか、医療の専門的知見や実態・背景事情等に関する講演を行う予定
18	◆	行政実務研究会	4.9.28(水) ～9.29(木)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は特例判事補	行政事件の実務上の諸問題について、専門的な観点に立って共同研究等を行う予定
19	◆	労働実務研究会	4.12.1(木) ～12.2(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補(労働基本研究会と通じて応募することができる。)	労働事件をめぐる専門的・先端的な問題点及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
20	◆	刑事実務研究会1	4.6.30(木) ～7.1(金)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	公判準備・審理・評議・判決の在り方や、部等の組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定(主に公判前整理手続に関する問題を取り上げる予定)
21	◆	刑事実務研究会2	4.10.26(水) ～10.28(金)	3日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	刑事実務研究会1と同じ(主に裁判員との実質的協働に関する問題を取り上げる予定)

ウ 家裁分野

22	◆	家事実務研究会 ※	4.11.8(火) ～11.9(水)	2日	30	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補	調停の在り方・子をめぐる諸問題について、共同研究等を行う予定(家事基本研究会の2日目・3日目と同内容)
----	---	--------------	-----------------------	----	----	--------------------------	---

※ 裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(4) 専門(主たる対象者は、テーマに対応した者)

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
23	◆	民事通常専門研究会1 (合議充実)	4.10.3(月) ～10.4(火)	2日	36	地方裁判所で民事事件を担当する 判事又は判事補	民事事件を担当している部総括クラス、右陪席クラス、 左陪席クラスを対象に、具体的な事例等に基づいて、合 議の在り方に関する研究や意見交換等を行う予定
24	◆	民事通常専門研究会2 (争点整理)	①4.11.28(月) ②4.12.14(水) *日程を分割して実施	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例 判事補。	主として民事単独事件を担当している裁判官を対象に、 具体的な事例に基づいて、争点整理手続の在り方について 研究や意見交換等を行う予定
25	◆	民事通常専門研究会3 (複雑困難訴訟)	5.1.30(月) ～1.31(火)	2日	30	民事事件を担当する地方裁判所 の裁判長(部総括判事でない者 も含む。)若しくは高等裁判所 の陪席裁判官又はこれらの経験 を有する者	民事事件を担当している裁判官を対象に、複雑困難性の 高い合議事件について、その審理・判断の在り方に関する 意見交換等を行う予定
26	◆	民事通常専門研究会4 (IT化)	5.3.2(木) ～3.3(金)	2日	60	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事 補	民事事件を担当している裁判官を対象に、IT化を踏まえた 今後の民事裁判の在り方について研究や意見交換等 を行う予定

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
27	◆	刑事専門研究会1 (裁判員)	4. 4. 11(月) ~ 4. 12(火)	2日	30	地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準ずる者	裁判員裁判の現状と課題、裁判員裁判にふさわしい公判準備・審理・評議・判決の在り方や組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定
28	◆	刑事専門研究会2 (被害者)	4. 11. 21(月) ~ 11. 22(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	被害者配慮・保護に係る手続法上の諸問題、性犯罪に直面した被害者の心理等を踏まえた審理運営上の諸問題等、被害者に関わる諸問題について共同研究等を行う予定
29	◆	刑事専門研究会3 (現代刑事法の諸問題)	5. 3. 6(月) ~ 3. 7(火)	2日	30	対象者は未定	現代刑事法の重要な問題をテーマとした共同研究等を行う予定

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
30	◆	家事専門研究会1 (後見) ※	4. 10. 5(水) ~ 10. 6(木)	2日	50	家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補	後見関係事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定
31	◆	家事専門研究会2 (人事訴訟)	5. 1. 13(金)	1日	40	家庭裁判所で人事訴訟事件を担当する判事又は特例判事補	人事訴訟事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定

エ その他

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
32	◆	民事・刑事・家事 専門研究会 (迅速化)	4.6.20(月)	1日	30	①地方裁判所での民事通常訴訟事件の単独事件、②地方裁判所での陪席裁判官として裁判員裁判対象事件、③家庭裁判所での家事調停又は人事訴訟事件、をそれぞれ担当する又は担当した経験がある判事(判事1期目)又は特例判事補。 ①ないし③につき、それぞれ10人ずつ。	民事・刑事・家事の各事件を担当している裁判官を対象に、迅速化検証を踏まえた充実・迅速な裁判の実現に向けた研究や意見交換等を行う予定
33	◆	外国司法専門研究会	未定	未定	未定	対象者は未定	未定

※ 全部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

2 導入系(新たな職務等に就いた際の研修)

(1) 年次(対象者は、任官時等の節目の年次に到達した者)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
34		新任判事補研修	4. 5. 18(水) ～ 5. 20(金)	3日	未定	令和4年4月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第74期司法修習終了者)	新任判事補が円滑なスタートを切ることができるように、実務への円滑な導入を狙いとするカリキュラムや自己研さんの動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
35		新任判事補研修	5. 1. 17(火) ～ 1. 19(木)	3日	未定	令和4年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第75期司法修習終了者)	同上
36		判事補基礎研究会	4. 6. 8(水) ～ 6. 10(金)	3日	未定	令和元年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第72期司法修習終了者)	新任判事補研修のフォローアップとして、任官3年目の判事補を対象に、これまでの経験を振り返り、裁判官としての成長を考えるとともに、裁判実務の在り方、裁判所の組織及び組織運営について検討を深めることを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
37		判事任官者研究会	4. 7. 11(月) ～ 7. 13(水)	3日	未定	平成23年9月又は同年12月に司法修習を終えた判事 (現行第64期及び新第64期司法修習終了者)	判事任官者を対象に、中堅裁判官として、裁判運営の在り方を考えるとともに、組織課題にも目を向け、組織運営において果たすべき役割について認識を深め、今後の主体的・自律的な自己研さんへの動機づけを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
38		弁護士任官者研究会	未定	1日	未定	新たに弁護士から任官した、又は任官予定の判事又は判事補	未定

(資料1) 合同研修（種類別）

(2) ポスト（対象者は、所長、支部長、部総括等のポストに就任した者）

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
39		支部長研究会	①4.5.13(金) ②4.5.24(火) ～5.25(水) *日程を分割して実施	3日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者	初めて地家裁の支部長とされた者を対象に、支部の組織構造や本庁との連携その他支部の組織運営に関する基本的な理解を深めることを目的とし、支部長として組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
40		新任部総括裁判官研究会	4.6.27(月) ～6.29(水)	3日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者	初めて地家裁の部総括裁判官に指名された者を対象に、部のマネジメント、陪席裁判官の成長支援、職員の指導育成等、部総括の役割に関する認識を深めることを目的とし、部総括裁判官として裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
41		実務協議会（夏季）	4.7.14(木) ～7.15(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	新たに地家裁の所長、高裁事務局長に指名された者を対象に、司法行政上の諸問題について協議するカリキュラム等を実施する予定
42		実務協議会（冬季）	5.2.2(木) ～2.3(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	実務協議会（夏季）と同じ

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(3) 役割(対象者は、特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
43	◆	中堅判事研究会	4.11.1(火) ～11.2(水)	2日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事(概ね55期から61期まで)	これからの中堅判事として、組織運営的な側面をはじめとする裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを発揮し、後進の裁判官や裁判所職員の成長を支援していく方策等について研究するカリキュラム等を実施する予定
44	◆	部総括裁判官実務研究会	4.9.15(木) ～9.16(金)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に就任後一定期間を経過した者	地家裁の部総括裁判官の組織運営能力の向上を目的として、裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
45		法律実務教育研究会	5.2.21(火) ～2.22(水)	2日	未定	法科大学院に派遣されている又は派遣される予定の判事又は判事補	法科大学院に派遣されている又は派遣予定の判事又は判事補に対し、必要な情報を提供し、共同研究等を行う予定

3 基盤系(一般的資質・能力を涵養するための研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
46	◆	基盤研究会1 (裁判基盤)	4.7.7(木) ～7.8(金)	2日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事	未定
47	◆	基盤研究会2 (裁判基盤)	4.10.21(金)	1日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は特例判事補	ワークライフバランスをテーマとして取り上げる予定
48	◆	基盤研究会3 (知的基盤)	4.11.14(月) ～11.15(火)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事(主に60期以下)又は判事補	行動経済学をテーマとして取り上げる予定
49	◆	基盤研究会4 (裁判基盤)	4.11.24(木) ～11.25(金)	2日	未定	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事	裁判官の成長支援をテーマとして取り上げる予定
50	◆	基盤研究会5 (知的基盤)	5.2.13(月) ～2.14(火)	2日	50	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事(主に60期以下)又は判事補	会計と税務をテーマとして取り上げる予定
51	◆	基盤研究会6 (裁判基盤)	5.2.27(月) ～2.28(火)	2日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事	未定

第2 簡易裁判所判事の研修

1 裁判系(事件の分野別の研修)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
52	◆	簡易裁判所判事 民事実務研究会	4. 5. 11(水) ～ 5. 12(木)	2日	40	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。簡裁 刑事実務研究会と通じて応募す ることができる。)	主として民事分野の事件処理に関する諸問題や簡裁判事 としての在り方について共同研究を行う予定
53	◆	簡易裁判所判事 刑事実務研究会	4. 5. 12(木) ～ 5. 13(金)	2日	20	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。簡裁 民事実務研究会と通じて応募す ることができる。)	主として刑事分野の事件処理に関する諸問題や簡裁判事 としての在り方について共同研究を行う予定
54	◆	簡易裁判所判事 専門研究会	4. 10. 11(火) ～ 10. 13(木)	3日	50	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。)	民事交通事件をテーマとして取り上げ、簡裁の審理に相 応しい訴訟運営や判決の在り方等に関する共同研究や講 演と意見交換等を行う予定

2 導入系(新たな職務に就いた際等の研修)

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
55		新任簡易裁判所判事 導入研修	4. 8. 29(月) ～ 8. 31(水)	3日	未定	令和4年度に新たに簡易裁判所 判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新たに簡易裁判所判事に任命された者に対する職務導入 研修であり、簡裁における裁判事務への円滑な導入等を 目的とするカリキュラムを行う予定
56		新任簡易裁判所判事研修	5. 1. 30(月) ～ 2. 10(金)	10日	未定	令和4年度に新たに簡易裁判所 判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新任簡易裁判所判事導入研修の後、配属先の簡裁や、地 裁における実務研修を踏まえ、簡易裁判所判事としての 基本的な実務知識、技量の獲得や自己研さんの動機付け を目的とするカリキュラムを行う予定
57		簡易裁判所判事 基礎研究会	4. 5. 30(月) ～ 6. 2(木)	4日	未定	令和2年度新任簡易裁判所判事 研修の終了者	任命から2年目の簡易裁判所判事を対象とし、基本的な 裁判実務の知識、技量の向上を目的とするカリキュラム を行う予定

第3 新たな試み

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
58	◆	ベーシック研修（仮）	①家事調停 4. 4. 22(金) ②少年 4. 4. 25(月) ③令状 4. 5. 2(月) ④建築 4. 5. 17(火) ⑤民事単独 4. 5. 27(金)	数時間	各450 まで	対象者は裁判官（所属は問わない。）。	主に、初めて単独事件を担当したり、新たな分野を担当したりする裁判官を対象に、令和4年度は、「民事単独事件」、「建築事件」、「少年事件」、「家事調停事件」等をテーマとして、それぞれ、裁判官講師による講演等を数時間程度で行う予定
59	◆	基盤系研修（仮）	未定	数時間	未定	対象者は未定	社会事象や周辺諸科学に関する先端のトピック等について、専門家による講演等を数時間程度で2本程度行う予定